

マイナンバーの確認と本人確認にご協力ください

平成28年1月以降、福祉・医療保険などの社会保障や税の分野での手続きにおいて、マイナンバーの利用が始まり、「マイナンバーの確認(番号確認)」と「本人確認」が必要になります。

個人番号の提供者	確認の必要な書類
本人	次の表中の ・「(1)番号確認書類」 ・「(2)本人確認書類」
本人の代理人	次の表中の ・本人の「(1)番号確認書類」 ・代理人の「(2)本人確認書類」 ・「(3)代理権確認書類」

区分	主な書類等
(1)番号確認書類	個人番号カード、通知カード、 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
(2)本人確認書類	いずれか1点 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、 特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き学生証・身分証明書、 官公署が発行した写真付き資格証明書、戦傷病者手帳
	いずれか2点 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、 特別児童扶養手当証書、顔写真の付かない学生証・身分証明書・ 資格証明書
(3)代理権確認書類	委任状(任意代理人の場合)

※いずれの書類も、氏名及び生年月日又は住所の記載があり、提示時に有効なものに限ります。